

奥州市協働のまちづくりシンボルマーク使用ガイドライン

(趣旨)

第1 このガイドラインは、奥州市協働のまちづくりシンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）を使用する場合の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 使用できるシンボルマークは、別表1のとおりとする。

(使用)

第3 営利を目的とせず使用する場合は、何人もシンボルマークを使用することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき
- (2) 特定の政治活動、思想活動または宗教活動に利用されるおそれがあるとき
- (3) 特定の個人または団体等の売名に利用されるおそれのあるとき
- (4) 奥州市、協働のまちづくり及びシンボルマークのイメージを損なうおそれのあるとき
- (5) その他、使用目的が不相当であると市が認めるとき

2 前項各号のいずれかに該当しているにも関わらずシンボルマークを使用している者に対し、市はその使用の差止めの請求又は必要な指示等を行うことができる。

(営利目的の使用承認)

第4 営利を目的としてシンボルマークを使用する場合は、あらかじめ「奥州市協働のまちづくりシンボルマーク使用申請書（様式1）」を奥州市協働まちづくり部地域づくり推進課に提出し、承認を得なければならない。

(使用承認の取り消し)

第5 市は次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用者に対してシンボルマークの使用承認を取り消し、または必要な指示等を行うことができる。

- (1) 使用者がこのガイドラインに違反したとき、又は違反することが判明したとき
- (2) その他、市が必要であると認めたとき

2 市は、使用者が使用承認を取り消されたことにより生じた損害について賠償する責任を一切負わない。

(使用上の遵守事項)

第6 シンボルマークを使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 商標登録出願を行わないこと
- (2) シンボルマークのデザイン及び仕様は、シンボルマークデザインマニュアルに基づくものとする



(使用料)

第7 使用料については無償とする。

(使用状況の報告)

第8 デザインを使用した者は、使用状況について、現物または写真等で実績を報告すること。

別表1

【文字あり】	【文字なし】
 <p data-bbox="368 1048 644 1122">奥州市 協働のまちづくり</p>	

様式第1号（第4関係）

平成 年 月 日

奥州市協働のまちづくりシンボルマーク使用申請書

奥州市協働のまちづくりシンボルマーク使用ガイドライン第4に基づき、次のとおり届け出ます。なお、申請にあたり、定められた使用上の事項を遵守します。また、シンボルマーク使用で発生した損失について、奥州市に補償等の要求はしません。

団体・事業者名		
代表者職・氏名		
住 所		〒
連絡先	担当者	
	T E L	
	F A X	
	E-mail	
使用目的		
使用方法 (使用商品、イベント等)		
使用期間		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

※使用期間のあるもの（催事等）には期間を、期間のないもの（パッケージ等）には、使用開始予定日をご記入ください。

※シンボルマーク等の使用のサンプル、イメージ図等を添付してください。

※この使用申請書は、奥州市協働のまちづくりシンボルマークを営利目的で使用する場
合のみ提出が必要なものです。（提出先：奥州市協働まちづくり部地域づくり推進課）